

## イングランドにおける刑事免責法の歴史的起源

東北大学准教授 井上和治

英米法においては、犯罪が複数の共犯者によって行われた場合、共犯者の一部に（取引的又は一方的に）働きかけ、何らかの減免的措置と引き換えに、他の共犯者をターゲットとする捜査・訴追に対する協力を調達する、というメカニズムが、古くから活発に用いられてきた。とりわけ、17世紀終盤から19世紀初頭にかけてのイングランドの刑事手続は、当事者主義化を徐々に推進する一方、中世以来の私人訴追主義を堅持し、警察等の専門的な捜査機関の発達を見なかった結果、共犯者の供述・証言に強く依存する傾向を持ち続け、共犯者による捜査・訴追協力を調達するための様々な手段を生成・発展させた。

そのような手段のひとつである「刑事免責法 (witness indemnity act)」は、首謀的な共犯者に対する公判に際し、訴追側証人として喚問される従属的な共犯者に対する不訴追処分を確定させることにより、証人の自己負罪拒否特権を行使不能にし、包括的な証言義務のもとに回帰させ、証言を強制するための立法措置を指す。

従来 of 先行研究においては殆ど顧みられることがなかったが、このような刑事免責法の歴史的起源は、裁判所の刑事手続ではなく、議会の弾劾手続に求められる。すなわち、刑事免責法は、名誉革命の後、議会政治が激しい党派抗争のもとで展開してゆくなか、国会議員に対する弾劾手続（庶民院が捜査・訴追を行い、貴族院が審議を行う）を実効的に追行するための措置として考案されたものであり、オールド・ベイリを始めとするコモン・ロー裁判所の刑事手続を巡る動向とは別個・独立の、高度に政治的な起源を有する。このような歴史的経緯は、コモン・ロー裁判所の刑事手続における共犯証言の調達手段が、自己負罪拒否特権の行使に基づくフォーマルな証言拒絶を前提としない王冠証人システムや報奨金制度であった点と比較すると、興味深い対照をなすものであり、そこから翻って、自己負罪拒否特権それ自体の歴史的起源についても、重要な示唆を供するものといえよう。

史料から確認できる刑事免責法の実例は、いずれも、弾劾手続において捜査・訴追を担う庶民院が、訴追に先立って調査委員会を設置し、当該委員会が（訴追に先立つ予備審問というかたちで）事件関係者を喚問して証人尋問を行ったところ、彼らが自己負罪拒否特権を行使して証言を拒絶したため、刑事免責法案が提出される、という経緯を辿っている。

第1は、1695年の刑事免責法であり、これが、イングランドにおける最初の刑事免責法であると考えられる。立法の経緯は以下のとおりである。貴族院議

員である Leeds 侯爵は、東インド会社総督 Thomas Cooke から、同社に対する勅許状の更新に尽力する見返りに賄賂を受受した等の嫌疑を受け、同人に対する弾劾手続の準備が開始された。その際、Cooke に刑事免責を付与するための制定法が立法された。これを受けた Cooke は証言を行ったが、結局、Leeds 卿に対する弾劾手続は開始されなかった。

第 2 は、1725 年の刑事免責法である。立法の経緯は以下のとおりである。貴族院議員である Macclesfield 伯爵は、大法官であったが、大法官府の官職を金銭による売買の対象とした等の嫌疑を受け、同人に対する弾劾手続の準備が開始された。その際、大法官を補佐する複数の大法官裁判所主事に刑事免責を付与するための制定法が立法された。弾劾手続において、大法官裁判所主事は証言を行い、Macclesfield 卿は有罪を認定された。

第 3 は、1742 年の刑事免責法案である。この法案は、最終的に否決されたものの、先例としての意義は極めて大きい。法案を巡る経緯は以下のとおりである。イングランドの議院内閣制における実質的な初代首相であり、失脚の直後に貴族院議員に昇格した Orford 伯爵 (Robert Walpole) は、議会が設定した王室費の一部を、自身が属する Whig 党の候補者が選挙戦を有利に進めるための工作のため不正に支出した等の嫌疑を受け、同人に対する弾劾手続の準備が開始された。その際、事件に関して証言を行う者一般に刑事免責を付与するための法案が提出・審議されたが、法案は貴族院において否決された。最も重要な証人と目されていた側近の Nicholas Paxton を始めとする関係者の証言を確保できなかったことから、結局、Walpole に対する弾劾手続は開始されなかった。

第 4 は、1805 年の刑事免責法であり、イングランドにおける最後の弾劾裁判に際して立法されたものである。立法の経緯は以下のとおりである。貴族院議員である Melville 子爵は、過去に海軍財務局長であった時、海軍の公金を私的な投機のため流用した等の嫌疑を受け、同人に対する弾劾手続の準備が開始された。その際、事件に関して証言を行う者一般に刑事免責を付与するための制定法が立法された。弾劾手続において、海軍財務局の関係者（最も重要な訴追側証人は側近の Alexander Trotter）が証言を行ったが、Melville 卿は無罪を認定された。

紙面の都合により、これらの事例に関する詳細な検討は省略せざるをえないが、このうち、1742 年の刑事免責法案については、法案が提出・審議された手続的な経緯のみならず、法案に関する審議の具体的な内容が、極めて詳細に記録されており、刑事免責を巡る理論的な検討が尽くされている様子に接することができる。その内容を紹介・分析するだけでも、英米法圏において少なからぬインパクトを与えるものと思われる。

もともと、伝統的にイングランド議会の議事録として共有されてきたテクス

トである、**William Cobbett** の編纂による **Parliamentary History** (1806～1820 年に刊行) は、現代における議会の議事録とは性質・内容が大きく異なり、過去の新聞や雑誌による報道、過去の歴史家の著作等からの抜粋の寄せ集めとしての性格が強く、議会で行われた発言を忠実に記録した一次史料と見なすことはできない。このため、議事録の基礎となった原史料に関する詳細な検討を行うとともに、同時代の他の史料 (個々の議員の私的な議会日誌など) との比較・校合を行う必要がある。前述の 1742 年の刑事免責法案についていえば、**Gentleman's Magazine** と **London Magazine** の 2 誌が競合的に定期刊行していた議会レポート (前者には **Samuel Johnson** が関与していた) に関する検討が、極めて重要な意義を有することになる。

現段階では中間報告にとどめざるをえないが、近い将来、研究成果の全体を英文で公表する予定である。